

# 育休中の 社会保険料免除の仕組み まとめ

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2026年2月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

# 育休中の社会保険料免除の仕組みまとめ

## 制度の概要

育児休業等を取得した際、健康保険料と厚生年金保険料が**全額免除**される制度です。

- ・対象：従業員本人および事業主（会社）の両方。
- ・メリット：免除期間中も保険料を納めたとみなされ、将来受け取る年金額は減額されません。

## 免除対象となる期間と要件

基本的には「育休開始月から、終了日の翌日が含まれる月の前月まで」が免除対象です。法改正により、短期取得や賞与時の要件が厳格化されています。

区分	免除される要件（詳細）
毎月の給与	① 月末時点で育休を取得している場合 ② 同月内に開始・終了し、その日数が14日以上の場合
賞与（ボーナス）	賞与支給月の末日を含み、かつ連続して1ヶ月を超える育休を取得している場合

※「14日以上」や「1ヶ月超」の判定には、休業期間中の土日祝日も含まれます。

# 育休中の社会保険料免除の仕組みまとめ

## その他の費用の取り扱い

社会保険料以外のお金については、免除の有無が異なります。

- **住民税**：免除されません。前年の所得に対して課税されるため、育休中も納付が必要です（普通徴収への切替や会社による立替が必要）。
- **雇用保険料**：給与が支払われない限り発生しません（ノーワーク・ノーペイ）。
- **労災保険料**：全額会社負担ですが、給与がない期間は実質的に負担なしとなります。

## 申請手続き

従業員本人が行うのではなく、事業主が手続きを行います。

- **提出書類**：育児休業等取得者申出書
- **提出先**：管轄の年金事務所（または健康保険組合）
- **タイミング**：従業員から育休の申出を受けた際、随時提出（期限は育休終了日から1か月以内）。